

Title	「和harmony」としての夫婦間情緒：1890～1920年代における「夫婦相和シ」の解釈とその論理構成
Sub Title	Harmony as an emotional relationship between couples: an interpretation and logical organization of the edict "husbands and wives be harmonious" from 1890 to 1920
Author	本多, 真隆(Honda, Masataka)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.78 (2014.) ,p.47- 62
JaLC DOI	
Abstract	The term "Wa" was frequently used to describe the emotional relations within the family during the pre-war period; however, little attention has been paid to the relevance of this term until recently. In this study, we discuss the criteria for emotional relationships between couples in modern Japanese society through an analysis of the language space formed by the edict "husbands and wives be harmonious" from the Imperial Rescript on Education. Our analysis revealed that (1) the authority–obedience relations remained within what the interpreter regarded as proper bounds; (2) the virtue of harmony was interpreted in various ways; and (3) it was considered a relationship that may be damaged by too much emotional arousal. In the conclusion, we critically analyze the traditional framework of thinking that unequivocally defines love, marriage, and relationships between couples.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000078-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「和harmony」としての夫婦間情緒

—1890～1920年代における「夫婦相和シ」の解釈とその論理構成—

Harmony as an Emotional Relationship between Couples:
An Interpretation and Logical Organization of the Edict “Husbands and Wives be Harmonious”
from 1890 to 1920

本 多 真 隆*

Masataka Honda

The term “Wa” was frequently used to describe the emotional relations within the family during the pre-war period; however, little attention has been paid to the relevance of this term until recently. In this study, we discuss the criteria for emotional relationships between couples in modern Japanese society through an analysis of the language space formed by the edict “husbands and wives be harmonious” from the Imperial Rescript on Education. Our analysis revealed that (1) the authority-obedience relations remained within what the interpreter regarded as proper bounds; (2) the virtue of harmony was interpreted in various ways; and (3) it was considered a relationship that may be damaged by too much emotional arousal. In the conclusion, we critically analyze the traditional framework of thinking that unequivocally defines love, marriage, and relationships between couples.

1. はじめに

1-1 問題の所在

今日、「和」という言葉からはいかなる関係性が想起されるであろうか。この言葉は、国体論の代表的テキストである『国体の本義』（1937）に、「家は、親子関係による縦の和と、夫婦兄弟による横の和と相合したる、渾然たる一如一体の和の栄えるところである」（文部省1937: 55-6）と記されるなど、戦前期においては家族の情緒的関係を示す際に用いられる言葉だった¹⁾。

『国体の本義』では「和」の典拠として、「教育ニ関スル勅語（以下、教育勅語）」にある「夫婦相和シ husbands and wives be harmonious²⁾」という徳目があげられている。以下の引用は、1925（大正14）年と1908年（明治41）年刊行の教育勅語の注釈書³⁾に記された、「夫婦相和シ」の解釈である。

「夫婦相和したる家庭内には、常に春風の駘蕩たるものがあります。そこにはいつも笑声が湧き、家族一同がいつも楽しんで生活することが出来るのであります。……家庭は人の安息所だといふ言葉があります。而して、本当に家庭が我々の安息所であるためには、其の第一根本の問題として

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻後期博士課程3年・日本学術振興会

『夫婦相和シ』といふ勅語のお言葉を十分に実践することが何より肝要なことであるのです。」(新教育研究会編 [1925] 1991: 180)

「実に夫婦の和合は第一其の身の幸福で、及ぼしては一家中の幸福となり、国家繁盛の原ともなり、君主に対し奉っても、忠良な訳であるが、和するといふことも、只飲食の奢侈を娛しみにしたり、遊山に同伴って楽しんだり、猥りがはしい犬猫のやうな戯け事をいふのではない。……正しい夫婦の和といふ者は夫れぐ礼のある者で、淫楽な親愛をいふのではない。」(秦 [1908] 1979: 924-5)

一方は「安息所」としての「家庭」と夫婦生活を強調し、もう一方は夫婦の「和合」を「幸福」と見立てながらも、「楽しんだり」することには一定の制限を加えている。一見すると対立しているようにみえるこれらの解釈は、必ずしも異なる夫婦像を描いているとはいいきれない。というのも、前者の解釈の前置きには、「夫婦は互に愛情を厚くして睦み合はなければなりません」という言葉のあとに、「けれども、『愛し合ふ』といふことは『狎れ合ふ』といふこととは区別しなければなりません」と続いているのである(新教育研究会編 [1925] 1991: 180)。これらの言述からは、夫婦生活について、一方で情緒的關係を称揚しながらも、そこに抑制をかける固有の秩序が読みとれるのではないだろうか。

近代家族論にもとづく多くの歴史社会学研究が明らかにしてきたように、明治期以降の日本においては、欧米型の近代家族を範とした「家庭home」の理念が、知識層を媒介としながら浸透しはじめていた。この理念は、大正期に勃興した都市部の新中間層によって現実に担われはじめ、彼ら／彼女らが営んだ家族はしばしば、「日本型近代家族」の源流に位置づけられている(牟田1996; 西川2000; ノッター2007)。

しかし上記の引用からは、「飲食の奢侈を娛しみにしたり」、「遊山に同伴って楽しんだり」することを夫婦の情緒的關係とは切り離すような、少なくとも戦後日本に隆盛した「近代家族」や「友達夫婦」とは異なる夫婦像への志向がうかがえる。こうした、一方では夫婦の情緒的關係を強調しながらも、そこに抑制をかける特有の論理は、どのような夫婦像を意図したものであったのだろうか。またそこで語られる夫婦像は、当時表出しはじめていた「近代的」な理念——たとえば「恋愛結婚」などと、どのような関係にあったのだろうか。

1-2 先行研究——「恋愛」と夫婦間情緒

「家族成員相互の強い情緒的關係」(落合1989: 18)を「近代家族」の発生要件のひとつとしてみる1980年代以降の日本の近代家族研究であるが、夫婦関係については一定の留保をおく先行研究が多い。たとえば瀬地山角は、「日本の近代家族の大きな特徴」として、「西欧では夫婦愛に基づく家庭が生まれていくのに対して、日本の場合は夫婦の關係は役割の相違に基づく關係が中心で、ロマンティックラブを基盤とすることが少なかった」と位置づけ、その原因として「近代家族の誕生段階で欧米では恋愛結婚が同時に誕生している」ことをあげている(瀬地山1996: 228-9)。宮坂靖子も指摘するように、日本の近代家族研究においては、「家族の情緒化については、西欧は夫婦中心(ロマンティック・ラブと恋愛結婚)、日本は親子中心(母性愛)というステレオタイプ化された解釈が定着している」(宮坂2011: 85)といえる⁴⁾。

夫婦間の情緒的關係は親子間のそれと比べて相対的に希薄だったとみなす知見は、近代日本の結婚について多くの示唆をもたらすものであるが、本稿ではこうした枠組みの問題点をひとつ指摘したい。それは、「夫婦愛」——夫婦間の情緒的關係と「恋愛結婚（ロマンティック・ラブ）」が、ほぼ同列に結びついていることである。ところが、近代日本の言説には、「恋愛」のみを夫婦の情緒的關係の条件とはみなさないような見解がしばしばみられるのである。たとえば、1908年の以下の言述である。

「恋愛は結婚の根本条件なれども、夫婦の愛は、結婚の後に生ずること容易なる者なれば、普通には反情の存せざるに満足すべし。……青年男女は結婚の条件の単に恋愛のみによりて具備せざることを解せざるべからず。精神的結婚を完からしむるに特に大切なるは相互の理解なり。」（樋口 [1908] 1979: 789）

冒頭で取りあげた文言と同様に、上記の引用もまた、教育勅語の注釈書にある「夫婦相和シ」の解釈である⁵⁾。ここでは、「根本条件」としての「恋愛」の重要性がみとめられながらも、「夫婦の愛は、結婚の後に生ずること容易なる者なれば」と、「恋愛結婚」とは異なる情緒的關係へのルートが示される。さらにこのテキストには、「個人主義の国民がやゝもすれば単に恋愛の情をみだし、男女の欲を逞しくせんとて結婚するはあさまし」（同：786-7）と、「恋愛」に対してアンビヴァレントな態度もうかがえる。これらの言述からは、「恋愛」とは別の形で実現される、「精神的結婚」や「相互の理解」という言葉を纏うような情緒的關係が浮かびあがってくるのではないだろうか。換言すれば、「恋愛結婚」と夫婦の情緒的關係を一義的に結びつける枠組みでは、こうした言述にあらわれる、「恋愛」と差別化された関係性を見過ごす可能性があるのである。

これまでみてきたように、「夫婦相和シ」という言葉を通して語られる情緒的關係には、「近代家族」のものと同定される情緒的關係とは、重なり合いながらも異なる様相がみとれる。「和」という言葉はこれまで、セクシュアリティ領域における「夫婦和合言説」（赤川1999）や、家庭の団樂を表現した「家庭の和楽」（宮森2003）、また婦人雑誌にみられる夫婦の「和合」（大塚2004）といったトピックを通して断片的にあつかわれてきてはいるが⁶⁾、その言葉の典拠のひとつである「夫婦相和シ」と「近代家族」の関連はあまり着目されてこなかった。本稿は、「夫婦相和シ」をめぐる言説空間の分析を通して、近代日本における夫婦関係についての規範の一端を明らかにする。

1-3 分析の視角と対象

次に、分析の視角と資料を設定したい。先行研究における教育勅語の位置づけで本稿が重視するのは、戦前日本における「公」と「私」の問題である。明治期以降に成立をみた大日本帝国は、法体系をはじめとした公的制度の中立的性格を明確に設定しようとせず、丸山眞男が『臣民の道』（1941）の「日常我等が私生活と呼ぶもの、畢竟これ臣民の道の実践であり」という一文を引いて定式化するように、「私的なものが端的に私的なものとして承認され」ていなかった（丸山 [1946] 1995: 22）とされる。戦前期の「恋愛」を語る言説が、「国家」など公的な言葉と結びつきがちだったことは、よく指摘されるとおりである（橋川 [1959] 1985; 阪井2010）。こうした社会体制のなかで、国家主導のもと「臣民」の内面（私）的な教化を目指した代表的なテキストと位置づけられているのが教育勅語である⁷⁾。

教育勅語が発布されたのは1890（明治23）年の10月である。そのきっかけは同年2月に行われた地

方官会議であり、徳育教育の強化が発布の目的だったとされている。背景には、維新以来の政治熱の高まりへの危機感と、1881(明治14)年の詔勅で時期が確定した、国会開設に向けての切迫感が主にあったといわれる(山住1980;松本1996)。こうして制定された教育勅語は「国体論の經典」となり、戦前日本の「最高の規範として人びとに示され」ることになった(鹿野1999:122)。そこには家族生活についての徳目も記されており、戦前期の家族規範を捉えるうえでも重要であると本稿は位置づける⁸⁾。

とはいえ、教育勅語の家族生活に関する文言は「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シOur subjects, be filial to your parents, affectionate to your brothers and sisters as husbands and wives be harmonious」とあるのみで、具体的な家族生活をうかがい知るのには難しい。実際、戦前期においても「勅語を深くとらえることは専門家や教師にとっても難しいとされていた」(山住1980:134)。そこで本稿が分析対象として取りあげるのが、教育勅語の起草者である井上毅がその数の多さに嘆いたといわれるほど刊行されていった注釈書である。注釈書にはこれまでみてきたように、執筆者が教育勅語の文言から想起する家族像について記されており、「夫婦相和シ」という言葉が、どのような夫婦像として理解されていたかを捉えるうえで有用であると思われる⁹⁾。分析にあたっては、「夫婦相和シ」という言葉を通して記される情緒的関係の性質を、その関係を成立させるロジックを中心に検討した。特に、近代家族研究で言及されてきた「恋愛」などの「近代」的な理念を、注釈書の執筆者がどのように受容し、また差別化を図ったかに着目する。

資料は、国民精神文化研究所が編纂した『教育勅語渙発関係資料集』(1938~9,全3巻)と、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所が編纂した『教育勅語関係資料』(1974~1991,全15巻)の所収文献から抽出した。前者には、教育勅語の成立直後に「博く読まれたと推測される」(国民精神文化研究所編1939:1)7冊の注釈書が収録されており、後者には明治から昭和期に至るまでの注釈書が多数収録されている。文献を選定する基準は、井上哲次郎など、教育勅語研究で注釈書の代表的な執筆者とされている論者によるものであることと、具体的な夫婦像が記されているということを重視した。また傍証として、代表的な教科書や国体論を適宜参照している。時代区分については、1930(昭和5)年の教育勅語発布40周年の際に、道徳教育や注釈書の出版が新たな盛り上がりを示したという先行研究の知見に沿い(久木1979;籠谷1994;副田1997)、紙幅も考慮に入れて1920年代までで区切った。教育史研究においては、日露戦争など教育勅語の展開に影響をあたえた契機も言及されるが、本稿では分析範囲の言説空間に通底する論理構造を重視している¹⁰⁾。本稿は、「夫婦相和シ」をめぐる広大な言説空間を解明するための、いわばひとつの試掘作業というべきものである。

以下ではまず、教育勅語の代表的な注釈書と位置づけられている井上哲次郎著の『勅語衍義』と、同時期に提出された「夫婦相和シ」の解釈を検討する(2)。次に注釈書において、「恋愛結婚」など、「近代化」に伴いあらわれはじめた新たな理念と「夫婦相和シ」がどのように関連づけられたかを、時系列にそってみていく(3・4)。最後に以上の議論を踏まえ、「夫婦相和シ」をめぐる形成された言説の特徴と、近代日本における夫婦の情緒的関係についての規範をみる視座について言及する(5)。

2. 1890年代における「夫婦相和シ」の代表的な解釈

2-1 『勅語衍義』の「夫婦相和シ」

「夫婦相和シ」のみならず、教育勅語の徳目をめぐっては起草の段階から様々な議論がなされていたが¹¹⁾、公式的な注釈書とされているのは、井上哲次郎による『勅語衍義』(1891)である。同書は教育

勅語の起草者である中村正直や井上毅の意見を参考に執筆されたものであり、明治天皇の内覧を経たほか、当時の文部大臣である芳川顕正が序文を寄せている。内容は教育勅語の各徳目について自身の解釈を綴るといふ形がとられ、「夫婦相和シ」は独立した徳目としてあげられる。井上はここで夫婦関係を「一国ノ大本」と位置づけ、「一家ノ安全ハ、元ト夫婦ノ和合ニ基クモノ」とする（井上 [1891] 1939: 249）。そして井上によれば、夫婦の「和合」は、夫と妻の以下のような心掛けによって達成されるといふ。

「一家ノ治ヲ欲スルモノハ、先ヅ夫婦ノ常ニ能ク相愛シテ、……夫タルモノハ、妻ヲ愛撫シテ、以テ其ノ歡心ヲ得ベク、又妻タルモノハ、夫ニ柔順ニシテ、妄ニ其意思ニ戻ラザランコトヲ務ムベシ」（同上）

教育勅語研究においてよく指摘されるのは、天皇と臣民、親と子、夫と妻の権威服従関係である。この井上の言述にも「夫ニ柔順」という言葉があり、その様相がみてとれるが、夫婦の情緒的關係をみるうえで本稿がまず着目したいのは、「妻ヲ愛撫シテ、以テ其ノ歡心ヲ得ベク」という言葉にあらわれているように、夫の能動的な心掛けが夫婦の情緒的關係の実現のために強調されている点である。夫の心掛けについては、井上は続けて「又決シテ自己ノ妻ヲ碑僕ノ如ク見做シテ、苛酷ニ使役スベキニアラズ、必ズヤ、自己ノ最近最親ノ同伴トシテ、終身深ク之レヲ愛憐セザルベカラズ」（同：250）とも述べ、夫と妻は主人と奴隷の關係ではないということを強調する。

もっともこうした夫の「愛撫」や「愛憐」は、妻の「服従」とセットになっているものである。井上によれば妻は、「夫ガ無理非道ヲ言ハザル限りハ、成ルベク之レニ服従シテ能ク貞節ヲ守リ、妄ニ逆ラフ所ナク、始終苦楽ヲ共ニスルノ念慮ナカルベカラズ」（同：249）とされる。かたや「碑僕ノ如ク見做すことを批判し、かたや「成ルベク之ニ服従」することを奨励しているこれらの言述は奇異にもみえるが、井上にとっては、露骨ではない程度の権威服従關係が、夫婦の「和合」の条件なのだと思われる。井上はまた、夫と妻がこうした構図をとる理由として、男性が女性に対して「体質」と「智識裁量」の面で有利であることをあげている。また同じ理由で、「夫ハ外ニアリテ業務ヲ営ミ、婦ハ内ニ居テ家事ヲ掌リ」（同：251）と性別役割分業の必要性についても述べる。

以上は結婚生活の心掛けについての解説であるが、井上の「夫婦相和シ」の解釈は、結婚相手の選択の指南にまで及んでいる。井上によれば「夫ハ自ら能ク妻ヲ選ビ、妻モ亦能ク其夫ヲ選ブ」べきであり、「必ズ先ズ自ら熟思深慮」する必要があるという。これは個人の自由意思による恋愛結婚の肯定にもみえなくもないが、この記述のあとに「併セテ父母ノ許容ヲ得テ」とあり、また「一時ノ情愛ニ因リテ婚姻シ、少シモ将来ノ幸福ヲ図ラザルガ如キハ、無分別ノ甚シキモノト謂ハザルヲ得ズ」との見解も示している（同：250-251）。

以上が『勅語衍義』における「夫婦相和シ」の概要である。そこで描かれた情緒的關係の特徴を、以下二点に簡単にまとめたい。

まずひとつは、執筆者が許容する範囲での権威服従關係が内包されている点である。井上の場合、夫が妻を「碑僕ノ如ク見做シテ、苛酷ニ使役」しない範囲で、妻が夫に「服従」することにあるが、「苛酷」の境界が明瞭であるとはいえない。また夫と妻の不平等がなかば前提となっているためか、「夫婦ノ常ニ能ク相愛シテ」とも記されているが、夫の「愛撫」や「愛憐」に対して妻が同種の感情で応え

るといよりは、「服従」を示す方が、夫婦の情緒的関係の発生に必要なこととされている。

もうひとつは、多様な解釈の可能性が示唆されている点である。井上は子の結婚相手の選択が親にとって望ましいものでない場合、親は「拒絶シテ可ナリ」としているが、子が「自ラ熟思深慮」することなしには「相和スル能ハザルコトアルベシ」と位置づけている（同：250）。最終的には当時の結婚規範に合わせてはいるが、「進歩的」な価値観にも配慮しているといえる。

これらの井上の解釈からは、ある程度の輪郭はあるが理想的には明確ではない夫婦像がみてとれる。そして、これからみていく注釈書においてもまた、井上が確定した像をあたえていないように、各々が自身の解釈を記しているのである。まずは『教育勅語渙発関係資料集』に収録されている、『勅語衍義』と同時期に刊行された代表的な注釈書をみていこう。

2-2 解釈の輪郭と分化

『教育勅語渙発関係資料集』に収録されている注釈書の「夫婦相和シ」の解釈は、井上の『勅語衍義』と似通っている面が多い。たとえば師範学校の教科書にも採用された、歴史学者の那珂通世と秋山四郎共著の『教育勅語衍義』（1891）には、「夫婦は、互に親愛して、乖き戻れる心なく、よく和合するを貴ぶ。夫は、妻に対し、礼儀を正しくして、親愛の情を深くし、よく己の職業を励みて、一家の繁栄を謀るべし。妻は、夫に対し、敬順の道を守り、親愛の心を厚くして、よく一家を齎ふべし」（那珂・秋山〔1981〕1939: 28）とある。これは、『勅語衍義』と比して、夫婦相互の「親愛」を強調しているようにもみえるが、上下関係を内包している点では同一のロジックであるといえる。

夫婦の情緒的関係の成立に権威服従関係を必要としている点は、東京日日新聞の記者や衆議院議員などをつとめた末松謙澄著の『勅諭修身経詳解』（1893）をのぞいて、どの文献も共通している。もっとも『勅諭修身経詳解』は、小学校児童のために著されたものであり、「夫婦相和シ」の解説は三行の文章のみのシンプルなものである。そこでは、「夫婦相和セザレバ何ヲ以テカー一家ノ幸福ヲ全ウスルコトヲ得ン」（末松〔1893〕1939: 300）と夫婦の情緒的関係の重要性は述べられているが、そのあり方の詳細については記されていない。

『勅語衍義』でも言及された権威服従関係については、使用する言葉は違うものの、ほぼ同型のロジックがいくつかの注釈書にもみられる。たとえば漢学者、歴史学者の重野安繹による『教育勅諭衍義』（1892）では、「夫ノ貴ブ所ハ義ニ在リ婦ノ貴ブ所ハ順ニアリ蓋シ義アレバ虐待セズシテ親愛ノ情自ラ厚シ」（重野〔1892〕1939: 382）とあり、夫が妻を「虐待」することが批判されている。また神道研究者であり昭和初期には政界にも影響を与えた今泉定助著の『教育勅語衍義』（1981）では、「夫にして妻を犬馬の如くに逐ひ使ひ、妻にして夫に順はざるもの」は「夫婦相和シ」にあてはまらないとされている（今泉〔1981〕1939: 322）。夫が妻を「虐待」し、また「犬馬の如くに逐ひ使」うことを、夫婦の「和」を壊す要素と位置づけながら権威服従関係を内包させる論法は、井上が「苛酷ニ使役スル」ことを批判する箇所と似通っている¹²⁾。

そして『勅語衍義』と同様に、これらの文献には情緒をあらわす言葉は見出せるが、「恋愛（結婚）」あるいは「自由結婚」を肯定する文言はみられない。生田目経徳著の『聖訓述義』（1891）には、万葉集の「しき島の、日本の国に、人ふたり、ありとし思はば、何か歎かん」といった、後年に「恋愛」の歌とされる和歌や、日本史の様々な夫婦のエピソードがひかかれているが、「婦の、夫に順ひ事ふること、天地のはじめより、明らかなり」と、やはり夫婦関係は権威服従関係にまとめられている（生田目

[1891] 1939: 179-181)。

さて、これまでみた「夫婦相和シ」の解釈においては、夫婦の「和」の発生のためには情緒的な心掛けとともに、権威服従関係が必要とされていた。そして、細かく「和」が成立する条件をおっていくと、解釈が分かれる点も出てくる。

その例としてあげられるのが、妾の存在である。たとえば水戸学者の内藤耻叟が著した『教育勅語訓義』(1896)では、「男女ノ道ノ貴ブ所ハ、祖先ニ継ギテ、子孫ヲ繁殖スルニ在ルコトナレバ、妻妾ヲ蓄ヘテ、子孫ノ繁衍ヲ図ルコト、天道ノ自然ナリ」(内藤 [1896] 1939: 408)と妾の存在が肯定されている。この記述は「相和ストハ、互ニ相和悦スルナリ」といった、夫婦の情緒的關係を強調する文言と併記されているものである。内藤は同時期にいくつか注釈書をほかにも執筆しており、「夫はよく衆妻妾を養ふべき智力あるものなれば其妾の多くして子姓のしげからんハ妻も同じく悦ぶべき事にて己れ夫の養ひをうくる身なれば嫉妬する事ハ甚条理なき不道理の事」(内藤 [1890] 1974: 68)と述べている箇所もある。こうした見解に従えば、「夫婦相和シ」という情緒的關係は、妾の存在と矛盾しないといえる。この点については、次節でほかの注釈書とつきあわせながら、詳しくみていく。

以上が、『教育勅語渙発関係資料集』に収録されている注釈書の概略である。これらは、「学校の教科書として編纂した衍義書及び国民に博くこの勅諭を奉体せしめようとした」(国民精神文化研究所編 1939: 1)のものであり、特に井上の『勅語衍義』は、出版当初から多くの学校機関で使用されたという。

これらの注釈書と同時期に出版された修身教科書にも、たとえばさきにもあげた末松謙澄著の『高等小学修身訓』(1892)には、「人は常に夫婦睦ましくして、互に思ひ思はれ、かりそめにも家に風波のたつことなきやうに心掛くべし、勅語に『夫婦相和し』と仰せられしは此事なり」(末松 [1892] 1962: 425-6)とあり、「夫婦相和シ」と修身教育がある程度連動していたことが確認できる。また末松が「夫婦相和シ」から解釈した夫婦像は、『勅諭修身経詳解』では不明瞭だったが、『修身女訓』(1893)では池田光正の妻を「婦徳正しくして、能く夫を敬ひし賢女なり」(末松 [1893] 1962: 459)と称える章を設けており、彼がどのような夫婦像を想定していたかがうかがえる。さらに、1900(明治33)年刊行の『新編修身教典』には「夫婦相和すべし」という項目があり、以下のような言述のもとに、「和」が夫婦の正統的な関係をあらわす言葉として用いられていた様相がみてとれる。

「夫婦は、一家を組み立つる本にして一家のさかゆるも、おとろふるも、皆、その、和すると、和せざるとによりて、分かるゝものなり。」(普及舎 [1900] 1962: 622)

このあとこの教科書は、「妻は、其の夫をうやまひ、……夫たるものは、よく、其の妻をいつくしみ、いたはりて、其の心をなぐさむべし」(同)と、これまでみてきた解釈とさほど変わりが無いロジックを述べる。そして、これからみていく「夫婦相和シ」の解釈にも、「和すると、和せざる」という文言にあらわれるような、各執筆者が考える「和」の条件が提示されるのである。

3. 多様な「夫婦相和シ」

3-1 「夫婦相和シ」を壊すもの

「夫婦相和シ」という言葉がどのように理解されたかという局面をみるうえで、それを論じる者が何を「和」の構成要素とみなしたかということとならび、何を「和」を壊す要素とみなしたかをみるこ

とが有用である。これまでみてきた「夫婦相和シ」の解釈は、夫婦の情緒的關係である「和」は、夫に妻が「服従」することを条件とする傾向があった。管見の限り、『教育勅語關係資料』に収録されている注釈書も、時期を問わず全体的に同様の傾向がみとれるが、各論者が何を「和」を壊す要素とみなすかということについては、見解が異なってくる。

そのひとつが、先にもあげた妾の問題である。たとえば井上哲次郎が序文をよせた、鈴木倉之助著の『勅語衍義国民修身談』（1891）では、以下のようにある。

「畜妾は一家の風波を醸す元素にして、和合上はさらなり。経済上に取りても、亦よろしからず。慎むべき事なり。然るに大学教授の某先生は、男子は衆妻妾を養ふの智力あるものなれば、配下にありて其養を受くる妻の嫉妬すべきものにあらずと論ぜられたけれども、感服せざる教訓なり。」
（鈴木 [1891] 1975: 34）

妾を夫婦の「和」を壊す要素とはみないさいという見解は、さきにもみた内藤耻叟のほか、国学者の栗田寛によるものなど少なくない（日下部1892; 栗田1892）。しかしここでは明確に、「畜妾」は「和合」を妨げるという認識が示されており、同様の見解は文部官僚の湯原元一による『教育聖論教本』（1899）をはじめ、教育勅語が制定された1890年代から多く提出されている（秋月1891）。『勅語衍義国民修身談』に序文を寄せた井上哲次郎は、『勅語衍義』においては妾の位置づけについて明確に言及していなかったが、文部大臣から依頼を受けた講演をもとに著した『国民道徳概論』（1912）では妾の風習を批判している（井上1912）。法的には1880（明治13）年の段階で、刑法によって重婚は禁止されていたため、妾を夫婦の「和」を壊すという見解は時流にそったものでもあった。「夫婦相和シ」をめぐる言説空間には、こうした異なる見解が同居していたのである。

3-2 「和」と宗教

「夫婦相和シ」に限らず、教育勅語が多様な読まれ方をされていたという事実は、宗教の領域により明瞭にみることができる。注釈書の執筆者には宗教家も多く、たとえば先にもあげた今泉定助は国体論の権威でもある神道家であった。ほかにも仏教家の加藤熊一郎による『勅語と仏教』（1893）、また天理教に関する書籍を発行する道友社が編纂した『教育勅語衍義』（1909）、『教育勅語戊申詔書衍義』（1914）など、さまざまな宗教を背景とした注釈書が確認できる。このなかでも特に注目されるのが、教育勅語の制定後に起きた「教育と宗教の衝突論争」以来、国体論と対抗関係にあるとされるキリスト教を思想的背景とした、石川喜三郎著の『勅語正教解』（1893）である。この本は「キリスト者唯一の教育勅語衍義書」ともいわれている（三宅2010）。同書においては、「我基督教の教によればこの夫婦の道は神造物主の創めて定め玉ひし所の道なり」（石川 [1893] 1977: 580）という言葉からはじまり、以下のよ

「夫婦の關係はかゝる密接親近なるものなればこの倫常の重きことまた知るべきなり。さてこの倫常の主眼は実に夫婦相和する相愛の道に外ならず。夫婦にして和合相愛することなくんば善良なる一家を成して子女を養育すること能はず。……夫たる者は深き愛と敬虔とを以てその婦の相談者となり、これを教へざるべからず。……婦たる者はその夫を敬ひ愛して夫に服せざるべからず。こ

れ一家の和平と秩序とを立てんがためのみならず神の教訓を守らんがためなり。」(同: 580-581)

ここではさまざまな聖書の文言が引かれながら、「神の教訓」としての「夫婦相和シ」が記されている。表面的な言葉はこれまでみた注釈書とかなり趣が異なるが、「婦たる者はその夫を敬ひ愛して夫に服せざるべからず」と、夫婦の情緒的關係が権威服従関係を前提としている論理は同形であるといえる。石川は日本ハリストス正教会の教徒であり、この注釈書が同時期のキリスト教者の見解を代表しているわけではないが、聖書の言葉も「夫婦相和シ」をめぐる言説空間に接続が可能であった様相の一端はみてとれるだろう。また注釈書のなかには、欧米圏の夫婦にまつわる美談を「夫婦相和シ」に適合的なエピソードとして取りあげているものも多く、先にもあげた那珂通世・秋山四郎著の『教育勅語衍義』などもその例のひとつである。同書では幕藩体制下における幕臣の夫婦と並び、イギリスの彫刻家であるフラックスマンが「夫婦相和シ」の事例として取りあげられている。ここで強調されているのは、妻が「夫を補佐し、夫が名誉を挙ぐるを以て己れの幸福と思」ったことと、フラックスマンもまた妻を「親愛して、其の功労を謝したりとぞ」ということであった(那珂・秋山 [1981] 1939: 82)。各執筆筆者が考える「和」という情緒的關係に適合的であるように映れば、思想的、文化的背景が異なる夫婦像やそのエピソードも流用が可能であった。では、明治期から台頭してきた「恋愛(自由)結婚」の理念と「夫婦相和シ」の關係はどうだったのだろうか。

4. 夫婦間情緒の称揚と抑制

4-1 「和」と「恋愛」

井上哲次郎の『勅語衍義』に、「一時ノ情愛ニ因リテ婚姻シ、少シモ将来ノ幸福ヲ図ラザルガ如キハ、無分別ノ甚シキモノト謂ハザルヲ得ズ」とあるのはさきにみた。こうした「一時ノ情愛」といった言葉であらわされる感情への警戒は、しばしば「恋愛(自由結婚)」についての否定的な文言とともにあらわれる。たとえば内藤耻叟が校閲した奥山千代松著の『教育基本勅語積義』(1890)には、「元来年若き男女が自由にかくの如き結婚を為すには、概ね外容の美醜、或は一時の不心得の行為が、重なる原因となるものにして……色衰ろふれば、互に相離隔して、夫婦の平和を保つ能はざるもの、往々あり」(奥山 [1890] 1974: 30)とされている¹⁴⁾。時代を下っても、師範学校の校長などを務めた清水清吾著の『存此要録』(1909)に、「自由結婚の如きは…後日に於て種々の欠点を相互に発見して……夫婦の相和は遂に期すべからざるなり」(清水 [1908] 1979: 1036)などの言述がある。

また「恋愛(自由)結婚」を否定する根拠としては、一時的な感情の高揚だけでなく、親族關係が疎遠になることがあげられることもある。妾について否定的な見解の例示として先にもあげた鈴木倉之助著の『勅語衍義国民修身談』には、「世に自由結婚とて己れの希望にさへ協へは父母之を許さざるも、親戚之を厭ふも顧みず、之を取りて可なりといふものあり。是も亦た聖勅の旨趣に背く説なり」(鈴木 [1891] 1975: 34)とある。また教育家の湯本武比古は、「恋愛(自由)結婚」という言葉こそ用いてないが、「結婚を以て、単に男女間の幸福のためのみとする風習の国ありと雖も、我が国に於いては然らず、結婚は、父母・祖先に対する、子女の重大なる責務とせらる」(湯本 [1913] 1988: 375)と述べている¹⁵⁾

これらの見解は異なる家族問題を想定しながらではあるが、「和」という情緒的關係の維持のために、「自由結婚」といった言葉であらわされる情緒的關係を抑制するロジックは共通している。「恋愛(自由

結婚)」的な要素は、夫婦間の情緒的關係が発生するためのプロセスではなく、「和」という情緒的關係の阻害要因とされるのである。とはいえ興味深いのは、「夫婦相和シ」の解釈のなかには、「恋愛（自由結婚）」を「和」が発生する条件に組み込むこともあることである。その例は多くはないが、たとえば教員向けの書籍の出版で知られる教育学会が編纂した『文検受験用教育勅語戊申詔書解義』（1918）には、以下のような記述がある。

「夫婦間を円満ならしむる徳は『和』を以て第一となりとす。和は即ち和合なり。愛情を本として発す。之れ愛憐の情は恰も人生の鉄鎖にも比すべきものにして、実に道德發生の重要々素たればなり。現代新道德論者の、眞の恋愛和合を以て男女結合の目的なりとする所以、亦実に此に存するなり。随て夫婦は常に如何の時如何の所に存りても、此の『和』を決して忘るべきに非ず」（教育学会編 [1918] 1990: 162）

ここでは、「現代新道德論者の、眞の恋愛和合」が「和」の要件として位置づけられている。また、前川万次郎著の『勅語教訓教育勅語の教』（1909）では、「夫婦相和シ」の「御主意」は「気の合ふう者同士が結婚すること」とされ、「我が日本の結婚法は、本人同志が配偶者を択み合つて結婚するのが主意で……結婚の届書は、本人同志から出すことで、親は同意証書を添へるに止まっております」と、婚姻についての親族の承認を形式的なものと位置づけられている（前川 [1909] 1980: 65）。一見矛盾するようだが、こうした見解もまた、「和」が成立するための条件として提出されていることもあった。

4-2 情緒の抑制

しかし「眞の恋愛和合」といっても、その関係性にはやはり抑制が加えられてもいたのである。『文検受験用教育勅語戊申詔書解義』の引用の続きには、「夫婦間に『敬』の存すること」（教育学会編 [1918] 1990: 164）の重要さが述べられ、以下のようにある。

「然らば夫婦道として何故に敬が必要なるかと云ふに、夫婦の間余りに親しきに狎れ、感覺的愛情に溺るゝに至るときは、其の間に礼儀を失し、道を乱り、為に動もすれば不和を招く基となることあるを以てなり。就中妻に於て此の例を見ること乏しからず。故に夫婦は親しきが中にも礼を守り、愛に生きる中にも敬を忘る可らず。」（同）

夫婦間の情緒的關係に抑制を加えるこうした文言は、冒頭で紹介した引用にあったものである。そしてこの論理は、上記のように「恋愛（自由）結婚」を肯定する注釈書にもみられるものだった¹⁶⁾。

情緒的關係の抑制は、「狎れ」への警戒や、「敬」や「礼」の喪失などの言葉にあらわされる傾向があるが、想定される家族問題は様々である。これまで取りあげた文献においても、鈴木倉之助著の『勅語衍義国民修身談』には、「親愛に過くれは、狎れて喧嘩などを引き起し易く」（鈴木 [1891] 1975: 34）とあり、内藤耻叟著の『教育勅語訓義』では、「妻ハ……夫ニ抗シ、狎レ侮リテ命ニ背クベキ者ニ非ズ」（内藤 [1896] 1939: 486）と、妻が夫に従うことがなくなるということが強調されている。ほかにも、亀尾肇著の『教育勅語修身解』（1901）では、「夫婦は。こゝろやすゝぎて。夫は我が身勝手ばかりいひます。婦はなれすぎて。無作法なことをして。あひそをつかさねます」（亀尾 [1901] 1983: 110）とさ

れており¹⁷⁾、また福井淳著の『勅語のはなし』(1899)のように、「夫婦は始終一家の内に居るものでありますから、狎れるといふことが出来て、ドッチからも言ひたい事を言ひ、互に無礼無作法をして、遂に中が不和なることがある」(福井 [1899] 1978: 12)と、共同生活の継続が「不和」を招くと位置づける見解もみられる。どのような夫婦関係が「和」ではないものとして提出されているかは個々の論者によって異なるが、感情の高揚を「和」を壊す要素と位置づける論法は同型であった¹⁸⁾。

こうした「和」の性質を捉えるにあたってさらにふれておきたいのは、「男女同権」のような理念を否定するロジックである。1890年代の「夫婦相和シ」の解釈には、論者が許容する範囲の権威服従関係が内包されていたことは先にみた。この傾向は時期を問わず通釈書に共通しているが、時代をおうごとに高まる「平等」や「男女同権」などの理念は、論者にも意識されていた。興味深い点は、そうした理念を否定する際は、「夫婦相和シ」は「男尊女卑」や「差別」ではないという弁明が併記されることである。

たとえば、教育学者で代表的な国体論者でもある吉田熊次は、『我が国民道徳』(1918)で「夫婦相和シ」は「支那」の「夫婦別あり」と違い、男女の階級差別は設けていないと主張する。吉田によれば、「男女別ある教よりすると夫婦の間には一種の超ゆべからざる階級的差別」があるが、「夫婦相和しと云ふことになると必しも差別ばかりではない」という。とはいえ吉田は続けて、「我国には古来男女の間に平等と云ふ思想は無かったやうであります。さらばと云って女子は特に卑しいものだと云ふものだと云ふ風に考へることはなかつた」として男女の「平等」も否定する(吉田 [1918] 1990: 102-4)。ここでは明確な「階級差別」や「平等」はともに「和」を壊す要素とみなす傾向がみられる。このように女性に対して、「階級差別」はないが「平等」もなく、「卑しいもの」ともしていないと位置づける論法は、ほとんど感覚的な次元のものである。それは語る本人の感覚をよりどころにしつつ、読み手に明確な基準を提出しないことでもあった。また師範学校の教授などをつとめた国体論者の巨理章三郎も、『教育勅語と御製』にて、「相和するを以て、両者の根本の道とすることに於いては少しも差別がない」としながら、「一家の秩序から夫婦に各々其の分がある」として、明確な平等は退けている(巨理 [1921] 1990: 330)。警戒される情緒的関係の高揚の基準が不明確なのと同様に、夫婦の対等性もまた、論者の感覚にゆだねられ、不明瞭な状態にとどめられていた¹⁹⁾。

本節でみた解釈はひとつの思想にもとづくものでなく、また各論者が何について論じるかはそれぞれの志向によって異なる。しかしたとえば「自由結婚」のような新奇ではあるが一定の価値があると認めざるを得ない理念を横目に、程よい落としどころや中庸なところを求め、最終的には互いに相似したロジックに落ち着いていこうとする傾向は共通している。「夫婦相和シ」をめぐる言説は、そうした情緒的関係をあらわす論理で彩られていたのである。

5. 結論

本稿はこれまで、1890～1920年代における、教育勅語の「夫婦相和シ」という徳目をめぐって形成された言説空間の分析を通して、どのような夫婦関係が描かれていたかをみてきた。まず、井上哲次郎の『勅語衍義』など、教育勅語の制定後の代表的な「夫婦相和シ」の解釈においては、注釈書の執筆者が適切と思う範囲の権威服従関係が内包されていることをみた(2)。次に「夫婦相和シ」の解釈においては、「妾」の是非など、各論者が想定する夫婦像には異同があったこと、また「和」は多様な理念を文言上は接続させることが可能であったことを明らかにした(3)。最後に、「和」は夫婦間の感情が高

まると壊れる情緒的關係とされているという、検証した時期に通底する論理構造をみた(4)。

以上の検討からあらためて確認したいのは、「和」という言葉は対立のない情緒的關係をあらわす言葉として理解されていたということである。数多の「夫婦相和シ」の解釈のなかで共通していたのはこの一点であった。各論者はそれぞれの思想的背景から結婚や夫婦生活の理念を語ってはいたが、それは「夫婦相和シ」という言葉から想起された情緒的關係から、その状態に至るまでの道筋を遡及的に記していたものだった。そのため、「妾」がいてもいなくても、宗派が違っていても、「恋愛(自由)結婚」であってもなくても、最終的には「和」に帰結する構図は共通する言説が形成された。

丸山眞男は教育勅語の成立について、「儒教でなくて『国体』で基礎づけ」られたため、「個別的徳目」の列挙となり、「一つの世界観に基づくものではなくなった」と述べている(丸山2000: 118)。本稿がみてきた夫婦像は、「一つの世界観に基づく」ものというよりは、各論者がこれこそ「和」だと思ふ夫婦の情緒的關係であったと位置づけることができると思われる。教育勅語で提示された「夫婦相和シ」の像は茫漠としているため、各々の論者が述べていたことは特定の理念にもとづく論理というよりは、当人にとって違和感があるかないかの感情的な表明になりがちであった。

そして、こうした「和」という情緒的關係の語りからみえてくるのは、「近代家族」的な理念と距離をとる情緒的關係の存在である²⁰⁾。各論者の見解の上では、「妾」がいても成り立つ、あるいは「恋愛」の否定を伴う情緒的關係などもあった。本稿の意義は、近代日本の言説にあらわれる夫婦の情緒的關係の多義的な側面を指摘したことにある²¹⁾。

とはいえこれらの知見は、本稿が検討した限定的な規範的言説から導き出されたものである。今後は、「和」をめぐる様々な言説との照合や、「家族」の近代化といった巨視的な文脈に位置づけることなどで、ここで得られた知見を多角的に検証する必要が求められよう。近代日本における「和」が、英語の“harmony”が意味するように、各々が異なる音を奏でつつ、ひとつの和音として調和するごとく、異なる人と人が「個」を表明することで醸し出される情緒的關係だったのか、あるいは本稿で検討してきた夫婦像と、現代のそれが果たしてどの程度隔たったものであるのか。こうした考察を深めることは、今後の課題である。

付記: 本稿は、平成26年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の助成を受けた研究家の一部である。

注

- 1) 磯野・磯野(1958)は戦前期における「家族制度」の「和」について、「『和』とは、利益の対立の合理的調整ではなく、情緒的な一体感を基とした渾然たる未分化の状態である」(磯野・磯野1958: 116)と位置づけ、独立した個人の析出を妨げる精神的雰囲気として批判的に分析している。敗戦直後の家族研究者による「和」の問題化については、本多(2013a)がある。なお、本稿は「情緒的關係」という言葉を、言説にあらわれる、他者と共有されると想定されている、感情的な要素を指す言葉として用いている。
- 2) 英文訳は、文部省(1909)から引用。なお同書には、漢語訳、仏訳、独訳のほか、英文による教育勅語の由来書も記されている。教育勅語の翻訳事業については平田(1997)が詳しい。なお、以下引用は原則として新字体に直した。
- 3) 前者の注釈書は、教育関係書物の編集、発行をおこなっていた新教育研究会が編集したもの。後者の著者は当時学習院大学教授であった秦政治郎によるものである。また同書には加藤弘之が序文を寄せており、大隈重信、

物集高見、井上哲次郎などが賛同者として名前を連ねている。

- 4) 日本における夫婦の情緒的關係が、親子關係のそれよりも軽視されているという視点は、山田（1998）、落合（2000）も言及している。
- 5) 引用した注釈書は、大正自由教育運動にも大きな影響を与えた樋口勸治郎によるもの。
- 6) 赤川（1999）の知見は1920年代以降のセクシュアリティ言説にみられる、夫婦間のコミュニケーションと「性」を一致させようとする規範に着目したもの。宮森（2003）は、明治期以降の家族が「排他的親密性」の領域になることに着目している。大塚（2004）は『主婦之友』の雑誌記事の分析から、戦前期においては、家族成員の情緒的關係は要請されていたが、「夫婦は互いへの『愛』を親密なコミュニケーションの中で確かめ合うべし」という規範は、ほとんど導入されなかった」とまとめている。（大塚2004: 46）。これらは近代日本の「親密性」について重要な知見を提示しているが、「夫婦相和シ」や「和」という言葉自体に着目したものではない。ほか、近代日本における夫婦間の情緒的關係の規範をあつかった研究として大塚（1994, 2003）などがあり、また宮坂（2010）は、『婦人公論』と『主婦之友』の雑誌記事の分析から、避妊と夫婦間の情緒的關係が連動していたという視点を提出している。
- 7) こうした教育勅語の位置づけについては、藤田（[1956] 1998）など。また石田（1954）、松本（1974）は教育勅語の代表的な注釈書だった、井上哲次郎著の『勅語衍義』（1891）に家族国家観の萌芽を読み解いている。
- 8) 国家主導あるいは国家主義的な家族規範については、戦時期に文部省より出版された書籍や教育勅語、修身教科書などを主に分析する川島（[1957] 1983）、また明治期の国粋主義的な雑誌である『日本主義』の執筆者とその周辺の論者が取りあげる玉城（1957）などがある。
- 9) 教育勅語注釈書の研究については、本稿でも分析対象として取りあげる『教育勅語関係資料』編集関係者によるものが知られる。明治20年代刊行の注釈書をあつかった山本（1974）、仏教を思想的背景とした注釈書をあつかった三宅（1986, 1990）、注釈書における西洋人名を統計的に分析した長江（1989, 1990）などである。井上哲次郎著の『勅語衍義』については、さきあげた石田（1954）、松本（1974）のほか、源（1958）が同書をめぐる論争を取りあげ、また籠谷（1994）が井上の教育勅語解釈の変遷をあつまっている。ほかに小山（1989）が勅語解釈の変遷を論じている。本稿があつかう「夫婦相和シ」の解釈については、山本（1974）が各注釈書で記されている人物をあつかつており、また山住（1980）は戦前期の代表的な注釈書を「男女平等」や「恋愛」の是非などの観点から分析している。明治20年代の「夫婦相和シ」解釈の思想史的研究としては渡辺（2000）があり、井上の著作については、思想史、ジェンダー論の観点から分析した関口（2005, 2007）もある。本稿の分析では、これらの研究も参考にしているが、特に「夫婦相和シ」の解釈にあらわれる情緒的關係の性質と発生の論理に焦点をあてている。注釈書の題目については、本稿で参照した資料のほか、片岡編（1974）、佐藤編（1995）などがある。
- 10) 久木（1979）は「教育勅語発布四十周年」において、当時の支配層が教育勅語の影響力の回復を狙ったことに着目している。籠谷（1994）は教育勅語の解釈の変化を「1910年前後の明治末期」と「1930年ごろの昭和初期」に求めている。籠谷によれば、1930年以後の解釈では、教育勅語の徳目の実践が「目的としての『皇運扶翼』に収斂」することが一般化していった（籠谷1994: 142-8）。なお山住（1980）も、「教育勅語発布四十周年」に「夫婦とは何であるか？これ現代人が改めて凝視せねばならぬ課題である」と述べた注釈書の一文をひいている（山住1980: 153）。1930年代以降における夫婦の情緒的關係の規範については別稿で論じたい。
- 11) 教育勅語成立までの経緯自体が錯綜したものであるが（海後 [1965] 1981、稲田1971、梅溪2000）、「夫婦相和シ」については、主に明治天皇側近の儒者である元田永孚と井上毅による論争があり、その経緯は関口（2005）に詳しい。なお関口も「『相和シ』という文言に注釈をつける、つまり、意味を付与する役割を与えられた」（関口2005: 321）人物に井上哲次郎をあげている。
- 12) 時代は下るが、1904（明治37）年に堺利彦は「現今の家庭」に「階級制度」があることを説き、夫婦生活については「今日の夫婦は互に何と呼んで居るだらう。妻の『もしあなた』に対して、夫の『おい！』これがたいの家庭を通じた呼声である。併しこれは漢学流に云へば、『夫唱へ妻随ふ』で、敢て不思議とはせず、女もそれで満足して居る」（堺1904: 5）という見解を示している。
- 13) 注釈書において解釈がわかれた項目の経緯について簡単に言及しておきたい。まず「妾」については、明治6年の大政官司令においては夫家の戸籍に妻の次という順で家族の一員とされていた。そして明治13年に公布された刑法（施行は明治15年）では、夫婦双方の重婚禁止条項が設けられ、法律上は「妾」の存在は否定された

(有地 1977)。結婚については、法的規定こそなかったものの、明治中頃から媒酌結婚が、時には「恋愛結婚」という呼び名で個人の自由意志をある程度承認しつつ、支配的な形態となっていた(阪井 2009, 2010)。また結婚の際には男性は30歳、女性は25歳になるまで親の同意が必要だった。

- 14) ほか、渡井(1891)など。
- 15) ほか、帝国通信講習会編(1898)など
- 16) 山住(1980)は、明治から昭和期の注釈書にある「夫婦相和シ」の解釈をひき、「注釈書で目につくのは、恋愛結婚否定の見解」であるとし、『文検受験用 教育勅語戊申詔書解義』を引用して大正デモクラシー前後の時期から「和」と「恋愛結婚」を結びつける解釈があらわれてきたとまとめているが、情緒的關係の抑制のロジックには着目していない(山住 1980: 146-165)。
- 17) ほか、森脇(1913)など。
- 18) ほか、福井(1899)、吉田(1907)など。
- 19) 貴族院議員もつとめた軍人である梨羽時起著の『教育勅語義解』(1925)では、「欧米個人主義」「物質的幸福主義」「男女同権」「男女平等論」「婦人解放論」「自由恋愛論」といった異なる項目が、「和」を壊す要素としてまとめて批判されている。(梨羽 [1925]1991:350-351)。また、川谷至秀著の『帝国臣民』(1925)でも「自由結婚」などが批判されているが、そうした見解は「古臭い迂闊の説として排斥せらるるならんと覚悟は極めて居る」と自称しており、時代背景を知るうえで興味深い。(川谷 [1925] 1991: 269)
- 20) 渡辺浩によれば、江戸時代においては夫婦間の円満さを奨励する傾向が強かったという(渡辺 2010)。それは、「夫婦は個人主義的でなく共にイエのために生きる存在であるからこそ『和合』の必要が強調される」のであり、欧米圏で発達したロマンティック・ラブに基づく結婚とはニュアンスが異なるものだった。またその結果、「睦まじさが規範として要求される」ことになったという(渡辺 2010: 324-327)。情緒性が「規範」としての拘束力をもつという指摘は、本稿が対象とした「和」の性格を考察するにあたって示唆に富む。
- 21) 情緒概念の多義性については、本多(2013b)の指摘も参照。本稿は国際比較を目的としてはいないが、欧米圏においても「ロマンティック・ラブ」といった情熱的な感情が称揚される以前から、情緒的な家族(夫婦)像が目指されていたことには注意したい(Stone 1977, Rothman 1984)。

【参考文献】

- 有地亨, 1977, 『近代日本の家族観——明治篇』弘文堂。
- 赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。
- 久木幸男, 1979, 「教育勅語40周年」『横浜国立大学教育紀要』19: 1-19。
- 藤田省三, [1956] 1998, 「天皇制国家の支配原理」『藤田省三著作集1』みすず書房, 13-144。
- 橋川文三, [1959] 1985, 「『葉隠』と『わだつみ』」『橋川文三著作集1』筑摩書房, 312-9。
- 平田論治, 1997, 『教育勅語国際関係史の研究——官定翻訳教育勅語を中心として』風間書房。
- 本多真隆, 2013a, 「戦後民主化と家族の情緒——『家族制度』と『民主主義的家族』の対比を中心に」『家族社会学研究』25(1): 64-75。
- , 2013b, 「家族研究における『ピエテート』概念受容の諸相——戸田貞三と川島武宜の家族論にみる情緒と権威の関連性」『家族研究年報』38: 129-46。
- 稲田正次, 1971, 『教育勅語成立過程の研究』講談社。
- 石田雄, 1954, 『明治政治思想史研究』未来社。
- 磯野誠一・磯野富士子, 1958, 『家族制度——醇風美俗を中心に』岩波書店。
- 籠谷次郎, 1994, 『近代日本における教育と国家の思想』阿吡社。
- 海後宗臣, [1965] 1981, 『教育勅語成立史研究』『海後宗臣著作集第十卷』東京書籍。
- 鹿野正直, 1999, 『近代日本思想案内』岩波書店。
- 片山清一編, 1974, 『資料・教育勅語——渙発時および関連諸資料』高陵社書店。
- 川島武宜, [1957] 1983, 「イデオロギーとしての『家族制度』」『川島武宜著作集 第十卷 家族および家族法1』岩波書店, 200-56。
- 国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社。
- 小山常実, 1989, 『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版会。

- 丸山眞男, [1946] 1995, 「超国家主義の論理と心理」『丸山眞男集 第三巻』岩波書店, 17-36.
 ———, 2000, 『丸山眞男講義録 第六冊 日本政治思想史1966』東京大学出版会.
 松本三之介, 1974, 「家族国家観の構造と特質」『講座家族8家族間の系譜総索引』弘文堂, 55-78.
 ———, 1996, 『明治思想史——近代国家の創設から個の覚醒まで』新曜社.
 源了圓, 1958, 「教育勅語の国家主義的解釈」坂田吉雄編『明治前半期のナショナリズム』未来社, 165-212.
 三宅守常, 1986, 「明治仏教と教育勅語(1)——仏教系の勅語衍義書を材料にして」『大倉山論集』20: 125-50.
 ———, 1990, 「仏教徒の教育勅語衍義書について——とくに真宗系を中心に」『明治聖徳記念学会紀要』3: 76-106.
 ———, 2010, 「キリスト者唯一の教育勅語衍義書」『明治聖徳記念学会紀要』47: 82-101.
 宮坂靖子, 2010, 「日本近代における避妊の受容と家族の情緒化——1920年代を中心とした女性雑誌の言説分析」『日本家政学雑誌』61(5): 265-275.
 ———, 2011, 「日本における近代家族論の受容とその展開」『奈良大学紀要』39: 75-89.
 宮森一彦, 2003, 「『家庭の和楽』と『家族の親愛』——近代日本における排他的親密性の形成をめぐって」『社会学評論』54(1), 2-15.
 牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
 長江弘晃, 1989, 「教育勅語衍義書の一考察(1)——西洋人名記載書を中心として」『日本大学教育制度研究所紀要』20: 139-168.
 ———, 1990, 「教育勅語衍義書の一考察(2)——西洋人名記載書を中心として」『日本大学教育制度研究所紀要』21: 168-197.
 西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館.
 ノッター・デビッド, 2007, 『純潔の近代——近代家族と親密性の比較社会学』慶應義塾大学出版会.
 大塚明子, 1994, 「『主婦の友』にみる『日本型近代家族』の変動」『ソシオロギス』18: 243-258.
 ———, 2003, 「戦前期の『主婦の友』にみる『愛』と結婚」『研究紀要』46: 1-11.
 ———, 2004, 「戦前の日本型近代家族における『愛』と『和合』の二重性」『人間科学研究』26: 39-53.
 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
 ———, 2000, 『近代家族の曲がり角』角川書店.
 Rothman, Ellen K. 1984, *Hands and Hearts: A History of Courtship in America*, New York: Basic Books.
 阪井裕一郎, 2009, 「明治期『媒酌結婚』の制度化過程」『ソシオロギ』54(2): 89-105.
 ———, 2010, 「戦前期『媒介婚主義』の思想と論理」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』70: 91-111.
 佐藤秀夫編, 1995, 『続・現代史資料9 教育 御真影と教育勅語2』みすず書房.
 関口すみ子, 2005, 『御一新とジェンダー——荻生徂徠から教育勅語まで』東京大学出版会.
 ———, 2007, 『国民道徳とジェンダー——福澤諭吉・井上哲次郎・和辻哲郎』東京大学出版会.
 瀬地山角, 1996, 「主婦の比較社会学」井上俊ほか編『岩波講座現代社会学第19巻 <家族>の社会学』岩波書店, 217-235.
 副田義也, 1997, 『教育勅語の社会史——ナショナリズムの創出と挫折』有信堂高文社.
 Stone, Lawrence, 1977, *The Family: Sex and Marriage in England 1500-1800*, London: Weidenfeld and Nicolson.
 玉城肇, 1957, 「日本における『家族制度』思想および『家族国家』思想」中川善之助ほか編『家族問題と家族法 I』酒井書店, 257-312.
 梅溪昇, 2000, 『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立<下>』青史出版株式会社.
 山田昌弘, 1998, 「少子時代の子育て環境——子育ての動機づけの危機」『教育社会学研究』63: 25-38.
 山本哲生, 1974, 「教育勅語衍義書の教育史の一考察——明治二十年代の場合」『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』6: 83-124.
 山住正巳, 1980, 『教育勅語』朝日新聞社.
 渡辺浩, 2000, 「『夫婦有別』と『夫婦相和シ』」『中国——社会と文化』15: 208-243.
 ———, 2010, 『日本政治思想史 [十七~十九世紀]』東京大学出版会.

【資料】(刊行年順)

奥山千代松, [1890] 1974, 『教育基本勅語釈義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第一集』創文社.

- 内藤耻叟, [1890] 1974, 『勅語俗訓』(同上).
- 那珂通世・秋山四郎, [1891] 1939, 『教育勅語衍義』国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社.
- 生田目経徳, [1891] 1939, 『聖訓述義』同上.
- 井上哲次郎, [1891] 1939, 『勅語衍義』同上.
- 今泉定介, [1981] 1939, 『教育勅語衍義』同上.
- 渡井量蔵, [1891] 1974, 『教育勅諭の解』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第一集』創文社.
- 鈴木蔵之助, [1891] 1975, 『勅語衍義国民修身談』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第二集』創文社.
- 秋月胤永, [1891] 1977, 『勅語演説』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第五集』創文社.
- 重野安釋, [1892] 1939, 『教育勅語衍義』国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社.
- 末松謙澄, [1892] 1962, 『高等小学修身訓』海後宗臣編『日本教科書大系近代編 第2巻 修身(二)』講談社.
- 日下部三之介, [1892] 1975, 『教育典範』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第二集』創文社.
- 栗田寛, [1892] 1981, 『勅語述義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 九集』創文社.
- 末松謙澄, [1893] 1939, 『勅諭修身経詳解』国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社.
- , [1893] 1962, 『修身女訓』海後宗臣編『日本教科書大系近代編 第2巻 修身(二)』講談社.
- 加藤熊一郎, [1893] 1977, 『勅語と仏教』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第四集』創文社.
- 石川喜三郎, [1893] 1977, 『勅語正教解』(同上).
- 内藤耻叟, [1896] 1939, 『教育勅語訓義』国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社.
- 帝国通信講習会編, [1898] 1977, 『教育勅語義解』古田紹欽編『教育勅語関係資料 五集』創文社.
- 福井淳編, [1899] 1978, 『勅語のはなし』古田紹欽編『教育勅語関係資料 六集』創文社.
- 湯原元一, [1899] 1978, 『教育聖諭教本』同上.
- 普及舎, [1900] 1962, 『新編修身教典』海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第2巻 修身(二)』講談社.
- 篠田正作, [1900] 1979, 『教育勅語衍義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 七集』創文社.
- 亀尾肇, [1901] 1983, 『教育勅語修身解』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十一集』創文社.
- 堺利彦, 1904, 「家庭に於ける階級制度」『家庭雑誌』2(2)5-8.
- 吉田静致, [1907] 1983, 『師範学校修身教科書勅語要義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十一集』創文社.
- 樋口勘治郎, [1908] 1979, 『教育勅語の御精神』古田紹欽編『教育勅語関係資料 七集』創文社.
- 秦政治郎, [1908] 1979, 『教育勅語奉釋』(同上).
- 文部省, [1909]1939, 『漢英仏独教育勅語訳纂』国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集 第三卷』康文社.
- 清水誠吾, [1909] 1979, 『存此要録』古田紹欽編『教育勅語関係資料 七集』創文社.
- 前川万次郎, [1909] 1980, 『勅語教訓教育勅語の教』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第八集』創文社.
- 道友社編集部, [1909] 1983, 『教育勅語衍義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十一集』創文社.
- 井上哲次郎, 1912, 『国民道徳概論』三省堂.
- 森脇紫逕, [1913] 1988, 『教育勅語の話』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十二集』創文社.
- 湯本武比古, [1913] 1988, 『勅語述義』同上.
- 道友社編集部編, [1914] 1989, 『教育勅語戊申詔書衍義』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十三集』創文社.
- 吉田熊次, [1918] 1990, 『我が国民道徳』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十四集』創文社.
- 教育学術会編, [1918] 1990, 『文検受験用 教育勅語戊申詔書解義』(同上).
- 巨理章三郎, [1921] 1990, 『教育勅語と御製』(同上).
- 新教育研究会編, [1925] 1991, 『三大詔勅謹解』古田紹欽編『教育勅語関係資料 第十五集』創文社.
- 川谷致秀, [1924] 1991, 『帝国臣民』(同上).
- 梨羽時起, [1925] 1991, 『教育勅語義解』(同上).
- 文部省, 1937, 『国体の本義』内閣印刷局.